

第 2 3 号議案

中野区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 4 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

占用料の額を改定するとともに、占用料の徴収方法について規定を整備する必要がある。

中野区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

中野区道路占用料等徴収条例（昭和28年中野区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1月以内」の次に「（占用許可を区長が指定する情報処理システムにより行つた場合は、当該占用許可により許可した占用の期間に係る占用の開始の日の属する月の翌月の初日から1月以内）」を加える。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「7,970円」を「9,350円」に、「12,200円」を「14,300円」に、「16,500円」を「19,300円」に、「6,440円」を

「7,720円」に、

10,400円
14,200円

を

12,400円
17,000円

に、「710円」を「830円」に、「71円」を「83円」に、「42円」を「50円」に、「6,980円」を「8,180円」に、「4,

270円」を「5,010円」に、

14,200円
20,300円
14,200円

を

16,
23,
16,

700円
400円
700円

に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項

中「160円」を「190円」に、「290円」を「340円」に、「420円」を「500円」に、「640円」を「750円」に、「850円」を「1,000円」に、「1,280円」を「1,500円」に、「1,700円」を「2,000円」

に、「2,990円」を「3,500円」に、「4,270円」を「5,010円」に、「8,540円」を「10,000円」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「12,400円」を「14,800円」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「14,200円」を「16,700円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「10,100円」を「11,700円」に、「6,100円」を「7,020円」に、「9,060円」を「10,400円」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「200円」を「230円」に、「20,300円」を「23,400円」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「20,300円」を「23,400円」に、「11,300円」を「13,300円」に、「200円」を「230円」に、「203,300円」を「234,000円」に、「101,600円」を「117,000円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「14,200円」を「16,700円」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場の項中「20,300円」を「23,400円」に、「7,200円」を「8,640円」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設の項中「14,200円」を「16,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに占用の許可を受けている者のうち、当該占用の期間が1年以内のものに係る占用料の額について

は、なお従前の例による。